

明和町地域防災計画
【大規模事故災害対策計画】

《目次》

第1章 航空災害対策	事故-1
第1節 災害予防	事故-1
第2節 災害応急対策	事故-2
第2章 鉄道災害対策	事故-5
第1節 災害予防	事故-5
第2節 災害応急対策	事故-7
第3節 災害復旧	事故-9
第3章 道路災害対策	事故-10
第1節 災害予防	事故-10
第2節 災害応急対策	事故-11
第3節 災害復旧	事故-13
第4章 危険物等災害対策	事故-14
第1節 災害予防	事故-15
第2節 災害応急対策	事故-17
第5章 県外の原子力施設事故対策	事故-21
第1節 災害予防	事故-21
第2節 災害応急対策	事故-22
第3節 災害復旧	事故-25
第6章 大規模火事災害対策	事故-26
第1節 災害予防	事故-26
第2節 災害応急対策	事故-28

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防

項目	主担当及び関係機関
災害予防	総務課、健康こども課、館林地区消防組合、県、館林警察署

航空機事故災害の予防のため、以下の対策を推進する。また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害対策計画 第1章「災害予防」に準じて実施する。

1 搜索活動体制の整備

県警察（館林警察署）、館林地区消防組合は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急活動体制の整備

館林地区消防組合、県警察（館林警察署）、町（総務課）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

3 消火活動体制の整備

館林地区消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

4 医療活動体制の整備

- (1) 町（健康こども課）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 館林地区消防組合は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	防災総括部、館林地区消防組合
第2 捜索、救助・救急及び消火活動	消防部、館林地区消防組合、県、館林警察署
第3 医療活動	健康こども部、県、館林警察署

航空機事故災害が発生した際は、以下の応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第2章「災害応急対策」に準じて実施する。

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 町（防災総括部）は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部（館林地区消防組合）は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災等）及び第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

【資料編 様式1P】火災・災害即報等の様式

第2 捜索、救助・救急及び消火活動

1 捜索活動

- (1) 消防機関（館林地区消防組合）、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の捜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じて捜索活動を行う。

2 救助・救急活動

- (1) 消防機関（消防部、館林地区消防組合）及び警察機関（館林警察署）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対して群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告する。
- (2) 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じて救助・救急活動を行う。

- (3) 県（医務課）は、自らの判断により群馬DMATの派遣を要請する。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (5) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (6) 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

3 消火活動

- (1) 消防機関（消防部、館林地区消防組合）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第3 医療活動

1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、事故現場を管轄する町（健康こども部）は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。
- (2) 町（健康こども部）は、救護所を設置したときは、必要に応じて速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。
- (3) 県（医務課又は危機管理課）は、必要に応じて県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMAT、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の非常本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行う。
- (4) 県（医務課）は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、群馬県医師会又は群馬県看護協会に対して調整を要請する。
- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県（医務課）に連絡する。
県（医務課）及び地域災害医療対策会議（館林保健福祉事務所、館林地区消防組合、（一社）館林市邑楽郡医師会、健康こども部）は、事故現場を管轄する町及び災害医療コーディネーター等と連携し救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図る。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県（危機管理課）及び県警察（館林警察署）は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

2 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たる。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じて県（消防保安課又は医務課）等に要請してヘリ

コプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合はトリアージを行う。

第2章 鉄道災害対策

第1節 災害予防

項目	主担当及び関係機関
災害予防	都市建設課、館林土木事務所、東武鉄道(株)

鉄道事故災害の予防のため、以下の対策を推進する。また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害対策計画 第1章「災害予防」に準じて実施する。

1 事故防止知識の普及

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉え、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなど事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努める。

2 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、次の対策を講ずる。

(1) 列車防護用具の整備等

事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 職員の教育訓練等

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

(3) 計画運休への備え

大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通政策課）及び関係する町（総務課）との情報提供・連絡体制の確立に努める。

3 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、次の対策を講ずる。

(1) 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

(2) 各種データの分析

鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

4 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、次の対策を講ずる。

(1) 線路防護施設等の整備

軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。

(2) 運転保安設備の整備

列車集中制御装置(C T C)の整備、自動列車停止装置(A T S)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

(3) 踏切道の改良の促進

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所）と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

5 再発防止対策の実施

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、次の対策を講ずる。

(1) 事故原因の調査研究

事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生 of 直接又は間接の要因となる事実について、警察機関（館林警察署）、消防機関（館林地区消防組合）等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じて専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

(2) 安全対策への反映

事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	防災総括部、館林地区消防組合、東武鉄道(株)
第2 救助・救急活動	消防部、館林地区消防組合、館林警察署、東武鉄道(株)
第3 消火活動	消防部、館林地区消防組合、東武鉄道(株)
第4 代替交通手段の確保	東武鉄道(株)

鉄道事故災害が発生した際は、以下の応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第2章「災害応急対策」に準じて実施する。

第1 災害情報の収集・連絡

1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県(交通政策課)、町(防災総括部)、消防機関(館林地区消防本部)及び警察機関(館林警察署)に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町(防災総括部)は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(2) 消防本部(館林地区消防組合)は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災等)及び第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。

【資料編 様式1P】火災・災害即報等の様式

第2 救助・救急活動

1 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関（消防部、館林地区消防組合）及び警察機関（館林警察署）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告する。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う。

4 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 消火活動

1 鉄道事業者による消火活動

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関（消防部、館林地区消防組合）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第4 代替交通手段の確保

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第3節 災害復旧

項目	主担当及び関係機関
災害復旧	東武鉄道(株)

鉄道事故災害が発生した際は、以下の復旧措置を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第3章「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努める。

2 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者（東武鉄道(株)）は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防

項目	主担当及び関係機関
災害予防	都市建設課、館林地区消防組合、館林土木事務所、東日本高速道路(株)

道路事故災害の予防のため、以下の対策を推進する。また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害対策計画 第1章「災害予防」に準じて実施する。

1 道路施設等の整備

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、次により道路施設の整備を図る。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 その他の災害予防

道路管理者（都市建設課、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、次によりその他の災害予防措置を講ずる。

(1) 危険物等防除資機材の整備

消防機関（館林地区消防組合）と連携し、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(2) 応急復旧活動体制の整備

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(3) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(4) 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

(5) 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	防災総括部、都市建設部、館林地区消防組合、館林土木事務所、東日本高速道路(株)
第2 救助・救急活動	都市建設部、消防部、館林地区消防組合、館林土木事務所、館林警察署、東日本高速道路(株)
第3 消火活動	都市建設部、消防部、館林地区消防組合、館林土木事務所、東日本高速道路(株)

道路事故災害が発生した際は、以下の応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第2章「災害応急対策」に準じて実施する。

第1 災害情報の収集・連絡

1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県（道路管理課）、町（防災総括部）、消防機関（館林地区消防組合）及び警察機関（館林警察署）に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町（防災総括部）は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 消防本部（館林地区消防組合）は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

ア 車両火災において死者が3人以上生じたもの

イ 車両火災において死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 救急・救助事案において死者5人以上の救急事故

エ 救急・救助事案において死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

オ 救急・救助事案において要救助者が5人以上の救助事故

カ 救急・救助事案において覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

キ その他、社会的影響度が高い救急・救助事故

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災等）及び第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

第2 救助・救急活動

1 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関（消防部、館林地区消防組合）及び警察機関（館林警察署）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告する。

3 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

4 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 消火活動

1 道路管理者による消火活動

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、消防機関（消防部、館林地区消防組合）等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関（消防部、館林地区消防組合）は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第3節 災害復旧

項目	主担当及び関係機関
災害復旧	都市建設部、館林土木事務所、東日本高速道路(株)

道路管理者（都市建設部、館林土木事務所、東日本高速道路(株)）は、迅速かつ円滑な災害復旧のため、次の措置を講じる。

- (1) 関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。
- (2) 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

その他この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第3章「災害復旧・復興対策」に準じて実施する。

第4章 危険物等災害対策

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下この章において「危険物等取扱事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等の災害予防、災害時の応急対策を適切に実施する。

なお、危険物等の種類ごとの取扱規制担当官公署は、次表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1. 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」	○消防庁 ○県消防保安課 ○館林地区消防組合消防本部 ・明和消防署
2. 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課 ○館林地区消防組合消防本部 ・明和消防署
3. 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高压ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課
4. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定するいわゆる「都市ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部
5. 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	○厚生労働省 ○県薬務課
6. 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」	○厚生労働省 ○群馬労働局
7. 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	○原子力規制委員会 ○国土交通省* ○県公安委員会*
8. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する「放射性同位元素」	○原子力規制委員会 ○国土交通省* ○県公安委員会*
9. 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

※ 国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

第1節 災害予防

項目	<u>主担当及び関係機関</u>
第1 危険物施設等の安全性の確保	取扱規制担当官公署、危険物等取扱事業者
第2 その他の災害予防	産業環境課、都市建設課、館林地区消防組合、館林警察署、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、取扱規制担当官公署、危険物等取扱事業者

危険物等の事故災害の予防のため、以下の対策を推進する。また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害対策計画 第1章「災害予防」に準じて実施する。

第1 危険物等施設の安全性の確保

1 技術基準の遵守

危険物等取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

3 自主保安体制の整備

危険物等取扱事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

5 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び危険物等取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

第2 その他の災害予防

1 防災業務関係者の安全確保

危険物等取扱事業者、消防機関（館林地区消防組合）、警察機関（館林警察署）は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

2 防除活動体制の整備

- (1) 危険物等取扱事業者、消防機関（館林地区消防組合）等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努める。
- (2) 危険物等取扱事業者、消防機関（館林地区消防組合）、県（環境保全課）、河川管理者（都市建設課、館林土木事務所、利根川上流河川事務所）、町（産業環境課）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図る。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて油防除資機材の整備を図る。

3 応急復旧活動体制の整備

危険物等取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	防災総括部、館林地区消防組合、危険物等取扱事業者
第2 救助・救急活動	消防部、館林地区消防組合、館林警察署、危険物等取扱事業者
第3 消火活動	消防部、館林地区消防組合、危険物等取扱事業者
第4 危険物等の大量流出に対する応急対策	産業環境部、都市建設部、消防部、館林地区消防組合、県、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、危険物等取扱事業者
第5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故対策	防災総括部、館林地区消防組合、県、館林警察署、原子力防災管理者
第6 応急対策実施上の安全対策等	都市建設部、消防部、館林地区消防組合、県、館林警察署、館林土木事務所、利根川上流河川事務所、危険物等取扱事業者

危険物等の事故災害が発生した際は、以下の復旧措置を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第2章「災害応急対策」に準じて実施する。

第1 災害情報の収集・連絡

1 事業者における災害情報の収集・連絡

危険物等取扱事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県（消防保安課）、町（防災総括部）、消防機関（館林地区消防本部）及び警察機関（館林警察署）に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 町（防災総括部）は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部（館林地区消防組合）は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

ア 死者又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

エ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

オ 河川への危険物等流出事故

- カ 高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
 - キ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - ク 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの
 - ケ その他、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）による。

第2 救助・救急活動

1 危険物等取扱事業者による救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関（消防部、館林地区消防組合）及び警察機関（館林警察署）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請する。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告する。

3 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

4 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

5 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保する。

第3 消火活動

1 危険物等取扱事業者による消火活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力する。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関（消防部、館林地区消防組合）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

3 消火活動従事者の安全の確保

消防機関（消防部、館林地区消防組合）は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保する。

第4 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者、消防機関（消防部、館林地区消防組合）、県（環境保全課、東部環境事務所）、河川管理者（都市建設部、館林土木事務所、利根川上流河川事務所）、町（産業環境部）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用する。

第5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故対策

原子力事業者、県（危機管理課）その他関係機関は、核燃料物質等^{※1}の運搬中の事故による特定事象^{※2}が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずる。

- ※1 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。（以下この節において同じ。）
- ※2 「特定事象」とは、原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬においては次のいずれかの事象をいう。
 - ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1 m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。
 - ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

1 特定事象発生時の連絡

原子力防災管理者^{※3}は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、文部科学省、経済産業省、内閣府、県（危機管理課）事故発生場所を管轄する町（防災総括部）、警察機関（館林警察署）、消防機関（館林地区消防組合）など関係機関に文書で送信する。さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

※3 「原子力防災管理者」とは、原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がそ

の原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

県（危機管理課）は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

4 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 消防機関（館林地区消防組合）は事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県（危機管理課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 館林警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5 一般公衆の安全の確保

県（危機管理課）及び町（防災総括部）は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第6 応急対策実施上の安全対策等

応急対策を実施する各機関は、安全かつ効果的に活動を実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じて事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受け、また、専門家の派遣を要請する。

また、必要な防護用資機材が不足する場合、相互に融通し合うとともに、必要に応じて被災地域外の関係機関から調達するものとする。

第5章 県外の原子力施設事故対策

群馬県内には原子力施設^{※1}が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲^{※2}にも本県の地域は含まれていない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては大量の放射性物質が放出し、それまでの想定を超える事態が発生した。また、県は空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施した。

このため、この経験を踏まえて県外の原子力施設の事故を想定した対策を計画し、町、県、その他の関係機関等が実施すべき対策や連携体制の整備を推進することで、住民の不安を解消する。

※1 「原子力施設」は、原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づいて定める「原子力災害対策指針」の対象施設をいう。

※2 「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲は、平成27年12月1日現在、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

なお、県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて随時本対策を見直すものとする。

また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画による。

第1節 災害予防

項目	主担当及び関係機関
災害予防	総務課、産業環境課、県

1 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、町（総務課）、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 環境放射線モニタリングの実施

町（産業環境課）は、他県での原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平時から町内の公共施設における環境放射線モニタリングを継続する。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	県
第2 モニタリング体制の強化	都市建設部、群馬東部水道企業団、県
第3 住民等への情報伝達	防災総括部、住民保険部、県
第4 水道水、飲食物の摂取制限	産業環境部、都市建設部、群馬東部水道企業団、県、 邑楽館林農業協同組合
第5 風評被害等の未然防止	防災総括部、産業環境部、県
第6 廃棄物の適正処理	産業環境部、県
第7 各種制限措置の解除	産業環境部、群馬東部水道企業団、県

第1 情報の収集・連絡

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努める。

なお、県は、必要に応じて収集した情報を町（防災総括部）その他の関係機関へ提供する。

第2 モニタリング体制の強化

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国、町（防災総括部）、関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図る。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

上下水道事業者（群馬東部水道企業団、都市建設部）は、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集、把握する。

第3 住民等への情報伝達・相談活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、町（防災総括部）、国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により町（防災総括部）に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 県は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 県は、伝達する情報について、国の原子力災害対策本部、原子力施設の立地県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (5) 県は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

2 相談窓口等の設置

- (1) 県は、町（住民保険部）や国等と連携し、必要に応じて速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- (2) 県は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

県は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する。

4 避難者等への除染の実施

県は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保して実施する。

第4 水道水、飲食物の摂取制限等

1 水道水の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、水道事業者（群馬東部水道企業団）に対して摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

県（健康福祉部）は 原子力災害対策指針、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県（森林環境部、農政部）は、原子力災害対策指針、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、町（産業環境部）、関係団体（邑楽館林農業協同組合）、生産者等に要請する。

4 食料及び飲料水の供給

県（総務部、健康福祉部、農政部）は、町（産業環境部）と協力して関係住民への食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を講ずる。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

県（下水環境課、水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じる。

第5 風評被害等の未然防止

県は、国及び町（防災総括部、産業環境部）と連携し、また、報道機関等の協力を得て、各種モニタリングの結果等を踏まえた農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6 廃棄物の適正処理

県は、町（産業環境部）と連携し、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督する。

第7 各種制限措置の解除

県、町（産業環境部）、関係機関（群馬東部水道企業団）は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3節 災害復旧

項目	<u>主担当及び関係機関</u>
災害復旧	防災総括部、産業環境部、県

1 モニタリングの継続実施と結果の公表

県は町（産業環境部）と連携し、また、必要に応じて原子力事業者その他関係機関と協力し、空間放射線量率のモニタリング、水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続し、その結果を速やかに公表する。

2 風評被害等の影響軽減

県は、国及び町（防災総括部、産業環境部）と連携し、また、報道機関等の協力を得、各種モニタリングの結果等を踏まえた農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

3 健康への影響と対策の検討

県（健康福祉部）は、モニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の実験家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

第6章 大規模火事災害対策

第1節 災害予防

項目	主担当及び関係機関
災害予防	総務課、都市建設課、学校教育課、生涯学習課、館林地区消防組合、県

大規模な火事の予防のため、以下の対策を推進する。また、この計画に定めのない対策（防災訓練等）は、風水害対策計画 第1章「災害予防」に準じて実施する。

1 火災に強いまちづくり

(1) 火災に強いまちの形成

県（都市計画課ほか）、町（都市建設課）、消防機関は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- オ 水面・緑地帯の計画的確保
- カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

- ア) 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- イ) 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

県及び町（生涯学習課）は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

(4) 一般住宅への火災警報器の設置

町（総務課）、館林地区消防組合は、住宅用火災警報器設置を推進する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、町（総務課）、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

町（総務課）は 火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として火災警報を発表する。

4 防災思想の普及

(1) 防災知識の普及

ア 県（消防保安課）、町（総務課）及び消防機関（館林地区消防組合）は、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 教育機関（学校教育課、生涯学習課）においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

町（総務課）及び消防機関（館林地区消防組合）は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

(3) 防災訓練の実施指導

県（危機管理課、消防保安課、学事法制課、教育委員会）、県警察、町（総務課、学校教育課、生涯学習課）及び消防機関（館林地区消防組合）は、地域職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

第2節 災害応急対策

項目	主担当及び関係機関
第1 災害情報の収集・連絡	防災総括部、館林地区消防組合
第2 消火活動	消防部、館林地区消防組合、自主防災組織、住民、企業

大規模な火事が発生した際は、以下の応急対策を迅速かつ的確に実施する。また、この対策に定めのない事項は、風水害対策計画 第2章「災害応急対策」に準じて実施する。

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 町（防災総括部）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- (2) 消防本部（館林地区消防組合）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

【資料編 様式1P】火災・災害即報等の様式

第2 消火活動

1 住民、自主防災組織、企業による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災についてその消火に協力する。

2 消防機関による消火活動

消防機関（消防部、館林地区消防組合）は、次の活動を行う。

- (1) 速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。
- (2) 管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。
- (3) 県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。
- (4) 具体的な消防活動は、消防計画による。